

## 認定看護管理者教育における 遠隔授業および統合演習の実施の際の注意事項

2021年～2022年度は、新型コロナウイルスの感染防止対策等を考慮し、遠隔授業及び統合演習について以下の基準を設け実施をお願いしてきました。

2023年度以降は、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症等における地域や医療機関の状況・方針は異なることが予測され、必ずしも全受講生が参集できるとは限りません。また、2022年度教育機関担当者会議でお伝えしましたとおり、日本看護協会では認定看護管理者制度の見直しに取り組んでおり、2023年度に新制度設計の作成を予定し、合わせて新カリキュラムやeラーニング可能な教科目の検討を行う予定です。

これらを踏まえ、新制度設計の公表まで現行の基準を継続いたします。

### 1. 遠隔授業の実施基準について

統合演習における「実習」以外は授業形態を遠隔授業とすることを可とする。

遠隔授業とは、多様なメディアを高度に利用し、教室等以外の場所で受講することができる授業である。また、通信衛星、光ファイバー等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次のいずれかを指す。

- 1) テレビ会議システム等を用いて同時かつ双方向に行われるもの
- 2) インターネット配信方式等を用いたオンデマンド型（eラーニングを含む）。

（文部科学省の大学設置基準第25条2項および平成13年文部科学省告示51号を基に認定部作成）

遠隔授業の実施においては、以下の事項に留意する。

- ・各教育課程の到達目標等を踏まえて検討し、適切と判断した方法で実施する。
- ・募集要項および学習要項等に遠隔授業の実施する旨を明記し、受講生に周知する。（学習要項では、具体的な方法についても示す）
- ・受講者へ遠隔授業に必要な環境を整えるよう周知し、事前に準備状況を確認する。
- ・情報セキュリティ対策（受講者への注意喚起を含む）を講じた上で実施する。
- ・遠隔授業実施後は、実施方法や教育内容等について評価を行う。
- ・集合形態と遠隔授業を併用する際は、双方の受講生に不利益のないよう配慮する。
- ・公開講座を遠隔授業で実施する際は、教育機関審査要項に記載の注意事項を遵守した上で、受講生に不利益のないようにする。

〔オンデマンド型で遠隔授業を実施する際の注意事項〕

上記に加え、以下の点に留意する。

- ・作成された外部コンテンツを用いる場合は認定看護管理者カリキュラム基準の内容と一致しているかを確認する。
- ・一定期間教材として使用するコンテンツを作成する際は、著作権、肖像権の侵害等がないよう十分注意する。
- ・受講生に限定して閲覧可能とする等、受講生に不利益のないようにする。
- ・反復学習が可能な体制を整えることが望ましい。
- ・研修者同士の意見交換の機会を確保することが望ましい。

2. セカンドレベル・サードレベルの統合演習（演習及び実習）の実施方針について

- ・実習は、実習先の確保が困難な場合に限り、実施しなくても可とするが、その場合は代替の学習方法について検討する。
- ・演習は必ずしもグループワーク等の形式で行う必要はない。